

第14条 異議申し立て

第1項 利害の対立

ジャッジの適正を判断するにあたり、利害の対立を考慮する

- a. ディビジョンに出場選手の親族、同居人、過去現在を問わず恋愛関係にあった者、雇用主、または雇用者がいる場合ジャッジを行うことができない
- b. ディビジョンに出場選手の商業スポンサー、提携企業、提携組織関係者はジャッジを行うことができない
- c. 不利益を被る可能性のある他選手に異議がない場合は利害の対立の存在の有無にかかわらずジャッジを行うことができる

第2項 大会前の異議申し立て

- a. 大会主催者は大会開催の5日前の正午までにウェブサイト、SNS ないし全ての大会参加者に以下の情報を公示し周知しなければならない
 - i 各ディビジョンの競技者の氏名
 - ii 各ディビジョンのチーフジャッジの氏名
 - iii 大会への問い合わせ先の明記（メールアドレス又は電話番号）
- b. 各ディビジョンのジャッジについて異議を申し立てることができる
但し JWSA のウェブサイトに掲載されているフォーマットに従いジャッジの公示から48時間以内に JWSA 事務局および大会主催者に申し立てを行う
- c. 大会主催者は申し立てがあった場合、JWSA 事務局および大会競技委員長とチーフジャッジと協議し該当ディビジョン選手に告知を行う
- d. 大会主催者は上記協議後、開催前日の正午までに回答を公示しなければならない
利害対立の異議申し立ての却下に関する決断は大会主催者が最終決定するものと定める
- e. 開催24時間を切った場合のジャッジの変更の際、開催当日最初の競技の1時間前迄に申し立てを行わなければならない
- f. 異議申し立てを行い申請が却下された際、棄権を選択した場合は参加費が返却される
大会に参加する場合はそれ以上の異議は認めない
- g. 大会開催前に選手による申し立てがない場合利害の対立に関連する異議はみとめられない

第3項 競技中および大会結果に対する異議申し立て

- a. 競技中の走行条件に関する選手の申し立てはその条件が発生したその場で自身で行う必要がある
ボート上の3人のジャッジの多数決により決定される
改善策が必要な場合はその場で決定する

いかなる場合も以後の異議申し立ては認めない

- b. ジャッジの主観的なスコア評価、およびディビジョン内での順位に関する異議はみとめられない
- c. 計算ミスないし転写ミスの場合は異議申し立てを認める

第4項 異議申し立ての手順

- a. 異議は大会本部で入手できる様式に記入し、該当ディビジョン終了後30分以内に異議申し立て手数料10000円を添えて大会競技委員長に提出しなければならない
- b. なお、異議が認められた場合は返却され、認められなかった場合は没収される
- c. 大会開催中の異議申し立てに関しては、該当ディビジョン参加選手に通知すること
選手はアナウンス、掲示板等を確認する必要がある
- d. 大会中の異議申し立てに関してはJWSA事務局、競技委員長、大会主催者で協議し、最終判断は大会競技委員長により行われる
- e. 申し立てに対する判断は速やかに報告されなければならない
理由の如何に関わらず申し立て受理から2時間以内に報告し、アナウンス、掲示板等で通知する